

令5福情答申第5号

令和5年7月4日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(総務企画局人事部人事課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年12月10日付け総人第1038号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「総務企画局労務課の令和3年9月及び10月の時間外勤務の時間がわかるもの」の公文書一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「総務企画局労務課の令和3年9月及び10月の時間外勤務の時間がわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、非公開とした部分のうち、職員の氏名の部分は公開することが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月15日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年10月12日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和3年10月15日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年11月17日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

時間外勤務は上司に命ぜられ、申請書を書いてするものと聞いた。

労働時間は公開されているし、給料も出る。時間外も給料がでるのであるか

ら公開されるべきものである。公務員の給料は税金である。ボランティア残業があるとすれば記録もないし公開しようもない。

よって、名前は公開されるべきであると思う。

(2) 反論意見書における主張

公務員の給料形態は開示されていると思う。

基本給とか、ボーナス、諸手当、退職金の算定基準とか。

人事委員会事務局では、職員の給与・勤務条件等の調査研究・勧告などを行っていて、民間の会社の調査もしているようだ。

個人情報の条例は人の生命財産などにかかわるときは開示されるべきとなっている。

時間外の長時間労働で体を壊す問題も社会問題となっているのだから、開示していただきたいと思う。

(3) 口頭意見陳述における主張

公務員は、正規の勤務時間については給料がいくらというのは公開されているかと思う。また、名前や所属についても公開されている。

時間外についても、どの職場が時間外が多いのかということもあろうし、また、時間外手当を受け取っているのであるから、個人情報には当たらないと思うので、公開してほしい。

労務課は時間外の問題や労働組合との交渉を行っている担当課であり、そのような担当課である労務課が、まず時間外について公表をすべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨及び理由

本件審査請求人から請求のあった「令和3年9月及び10月の時間外勤務時間数がわかるもの」について、非公開とした情報は職員番号及び氏名である。

対象公文書に記載の時間外勤務時間数については、各職員が時間外勤務命令を受けて、これに従事した時間数であり、時間外勤務手当の支給対象時間となるものである。

これらの情報は、他の公表されている情報と組み合わせることにより、特定

の職員の大凡の時間外勤務手当の額や、月収ないし年収を推測することができる情報であり、プライバシーの性質を有するものであることから、公務員であるとしても、広く公表が予定されている情報ではないと考えられる。

従って、「令和3年9月及び10月の時間外勤務数がわかるもの」を公開するにあたり、上記の理由から、公開する情報は、特定の個人との関連性が遮断されている情報であることを要するため、職員番号及び氏名を非公表とし、一部公開としたことは妥当である。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、「総務企画局労務課の令和3年9月及び10月の時間外の時間がわかるもの」の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象文書として、月別に同課の職員ごとの時間外勤務の合計時間数が記載された一覧を特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

当審査会において見分したところ、本件対象文書には、時間外勤務を行った年月、所属名、職員の氏名、職員番号、時間外勤務の合計時間数等の情報が記載されており、実施機関は、当該情報のうち、時間外勤務を行った職員の氏名（以下「本件職員氏名」という。）及び職員番号を条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の非公開情報に該当するものとして被覆した上で公開していることが認められる。

これに対し、審査請求人は、本件職員氏名の公開を求めていると解されることから、当審査会としては、本件対象文書の第1号該当性について検討することとする。

2 第1号該当性について

(1) 第1号について

第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこ

ととなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

まず、第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開するものである。

次に、第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 第1号該当性について

① 第1号本文該当性について

本件対象文書は、本件職員氏名のほか、当該職員の職員番号、時間外勤務の合計時間数等の情報が記載されているものであり、当該職員個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、第1号本文に該当すると認められる。

そこで、以下、本件対象文書について、これに記載されている職員が公務員であることから、まず、第1号のただし書ウに規定する職務の遂行の内容に係る情報に該当するかどうかを判断し、その上で、さらに第1号ただし書ア又はイに該当するかどうかを判断することとする。

② 第1号ただし書ウ該当性について

本件対象文書には、本件職員氏名と当該職員の時間外勤務の合計時間数が記載されているが、これは、各職員が上司の時間外勤務命令を受けて従事した時間であって、時間外勤務手当の支給対象となるものであるから、第1号ただし書ウに規定する職員の職務の遂行に係る情報が記載されたものであ

ることが認められる。

この点につき、実施機関は、本件対象文書に記載された情報は、職務の遂行に係る情報ではあるものの、そこに記載された時間外勤務の合計時間数は、時間外勤務手当の支給対象となるものであって、他の公表されている情報と組み合わせることにより、職員ごとのおおよその時間外勤務手当の額を推知することができ、また、職員ごとの時間外勤務の時間数の違いから、当該職員の事務能力を推知される可能性もあることから、職務の遂行に係る情報以外の職員の私事に関する情報としての性質も有する旨を主張している。

そこで、当審査会は、本件対象文書に記載された本件職員氏名と当該職員の時間外勤務の合計時間数の情報が、職務の遂行に係る情報以外の私事に関する情報としての性質も有するといえるかについて検討を行った。

(ア) 当審査会において実施機関に確認したところ、実施機関の主張する他の公表されている情報とは、福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第18号）に規定される給料表、市政だよりやホームページに掲載された平均給料月額などの職員の給料の状況に係る情報、福岡市人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告における職員の給与に係る資料の情報等をいうとのことであった。

また、当審査会において見分したところ、本件対象文書には、職員ごとの時間外勤務の月別の合計時間数の記載はあるものの、給料表に係る当該職員の級・号給や時間外勤務手当の額などの記載はないことが認められる。

(イ) このことからすると、実施機関が主張する上記他の公表されている情報と組み合わせることによって、職員ごとのおおよその時間外勤務手当の額であっても推知できるものではない。

また、職員ごとの時間外勤務の時間数の違いから、当該職員の事務能力を推知される可能性については、一般的に、時間外勤務の時間数の増減は、それぞれの職員がどのような業務を担当し、どのようなスケジュールで当該業務を遂行するのか、そのほか様々な要素の影響を受けるものと考えられるところ、本件対象文書には、職員ごとの業務内容などの一見して職員ごとの事務能力の違いがわかるような情報は記載されておらず、したがって、職員ごとの時間外勤務の時間数の違いから、当該職員の事務能力が推

知されるような可能性は認められない。

以上のことから、本件対象文書に記載された本件職員氏名と当該職員の時間外勤務の合計時間数の情報が、職務の遂行に係る情報以外の私事に関する情報としての性質も有するとはいえない。

(ウ) したがって、本件対象文書に記載された本件職員氏名及び時間外勤務の合計時間数の情報は、第1号ただし書ウに該当する。

なお、本件対象文書に記載された情報のうち、職員番号については、職員一人ひとりに対し人事管理の目的で割り振られる五桁の固有の番号であり、職務の遂行に係らない人事管理上の情報であることが認められることから、第1号ただし書ウには該当せず、また、第1号ただし書ア又はイに該当する事情も認められない。

③ 小括

以上のことから、本件対象文書に記載された情報は、職員番号を除き、第1号ただし書ア及びイ該当性について判断するまでもなく、同号ただし書ウに該当すると認められることから、本件職員氏名を非公開とすることは妥当ではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月13日	実施機関からの諮問
令和4年3月18日	実施機関の弁明意見書を收受
令和4年4月16日	審査請求人の反論意見書を收受
令和5年3月13日（第2部会）	審議
令和5年4月12日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議

令和5年5月10日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和5年6月14日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子